

[事案 2021-93] 手術給付金等支払請求

・令和3年10月29日 裁定終了

<事案の概要>

故意による事故であることを理由に、手術給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

ベランダから飛び降りて腰椎破裂骨折等のけがを負い、入院して手術を受けたため、平成29年6月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、故意による傷害であることを理由に支払われなかった。その後、入院期間中、別の疾病の入院治療が確認されたため、疾病入院給付金は支払われたが、手術給付金、災害入院給付金も支払ってほしい。

- (1)「故意」とは、「自己の行為から一定の『事実』が発生することを認識・容認しつつ、あえてその行為におよぶ心理状態を指す」ものである。自分は、精神的に追い詰められ衝動的突発的に「死のう」と思ってベランダから飛び降りたものであり、正常な判断を下せる状態ではなかったため、「けが」を認識・容認した上で、その行為におよぶ心理状態とは言えないから、「故意」ではない。
- (2)保険会社は、札幌高裁平成12年3月30日判決を引用して、自殺未遂の場合もけがに対する故意があると主張するが、この判例は、精神障害起因性が認められない事案であり本件と同列には論じ得ない。
- (3)平成22年5月21日付厚生労働省通知によれば、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合には、健康保険給付等の対象とされるとの見解が示されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本件の請求は、約款の免責条項である「故意又は重大な過失」に該当する。
- (2)仮に精神障害を起因とする事故と判断した場合でも、免責条項の「被保険者の精神障害を原因とする」に該当し免責される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人のけがが故意によるものではないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。